各加盟団体会長 各 位

> (公財) 足立区体育協会 会長 渡 邉 義 和

熱中症事故の予防について(依頼)

平素より、当協会事業へのご理解・ご協力および足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。 さて、本年も連日猛暑が続いており、熱中症事故が多数報道されております。また、区内施設でも熱中症と思われる 症状による救急車要請が起きています。

熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。具体的な対応については、別紙「熱中症対応フロー」をご覧ください。

このような状況を受け、区から当協会へ、別紙のとおり、各加盟団体によるスポーツ活動において、熱中症事故予防の徹底を依頼する通知を収受いたしました。

当協会では、すでに8月 18 日付で各加盟団体に熱中症事故防止のための適切な措置を講ずることをお願いをしましたが、再度改めて下記のとおり対応をお願いすることといたします。

何卒ご理解をいただきますとともに、各加盟団体会員および参加者、関係者の皆様への周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 暑さ指数(WBGT)が危険水準に達した場合は、施設の利用を自粛すること
 - ※環境省「熱中症環境保健マニュアル」において、暑さ指数(WBGT)31℃以上(危険水準)での運動を原則中止と定めています。
 - ※自粛により施設の利用を中止した場合、施設使用料は還付(返金)・振替されます。
- 2 区のAメール、環境省のホームページ、各施設において配布されるチラシで熱中症情報を適宜確認すること
- 3 十分な水分・塩分の補給を徹底すること
- 4 計画的に休憩を取ること
- 5 帽子の着用等熱中症防止のための万全な対策を実施すること
- 6 特別な事情等で暑さ指数(WBGT)が危険水準に達する状況下で施設を利用する場合は、加盟団体の 責任において行うこと

問い合わせ

足立区体育協会事務局 電話03-3880-5916